

青警本交指第157号
青警本交企第270号
平成18年5月9日

各所属長 殿

青森県警察本部長

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項等について

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項、読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示の運用基準及び同法第75条第2項等の規定による自動車の使用制限の運用については、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定が本年6月1日から施行されることに伴い、別添のとおりとすることとした。その改正の要点は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、この通達で使用する用語は、運転代行業法及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「施行令」という。）で使用する用語の例による。

記

- 1 改正法の施行により、読替え後の道路交通法第51条の4の規定による駐停車違反行為に係る指示に関する規定が削除されることに伴い、本指示の運用基準に関する事項を削除することとした。
- 2 改正法の施行により、運転代行業法において上記指示に係る使用制限に関する規定が削除されることに伴い、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準に関する事項のうち駐停車違反行為に係る部分を削除することとした。
- 3 改正法の施行により、読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限に関する規定が新設されることに伴い、本使用制限の運用及び処分量定の細目基準に関する事項を加えることとした。
- 4 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）により取消訴訟の提起等に関する事項の教示に関する規定が新設されたことに伴い、指示書の様式を改正するなど、所要の規定を整備した。

別添

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項等

第1 交通指導取締り上の留意事項

1 自動車運転代行業者の業務に関して行われる最高速度違反、違法駐停車、過労運転等の道路交通法令違反行為については、運転者の検挙のみに終わることなく、下命・容認事件の検挙、運転代行業法の規定による指示若しくは営業停止又は読替え後の道路交通法の規定による指示若しくは使用制限の活用により、自動車運転代行業者の責任追及を的確に行うこと。

2 交通指導取締りを通じて、自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為等の道路交通法違反行為や運転代行業法違反行為を認知した場合（違法駐車行為に係る放置違反金納付命令を行い、又は取り消した場合を含む。（ただし、これについては、交通指導課のみの関係する事務））、当該認知に係る所属は、別記様式第1から別記様式第3までの登録票のうち適切なものを用いて、交通指導課に報告すること。

交通指導課は、報告内容を的確に把握、整理するとともに、当該自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を他の公安委員会が管轄する場合には、当該公安委員会（交通指導取締り主管課）に対して、上記の登録票を確実に送付すること。

3 自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、運転代行業法若しくは同法に基づく命令の規定に違反したこと、運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）の規定に違反したこと、読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為をしたこと等を交通指導課において認知した場合（違法駐車行為に係る放置違反金納付命令を行い、又は取り消した場合を含む。）は、当該事案の内容を、自動車運転代行業者の監督を担当する課（以下「交通企画課」という。）に通報するなど、運転代行業法第22条第1項若しくは第25条第2項第1号の規定による指示又は同法第23条第1項若しくは第25条第2項第2号の規定による営業停止処分が適切に行えるよう、配慮すること。

4 交通指導課において、運転代行業法第4条の認定を受けずに、自動車運転代行業を営んでいる業者を把握した場合は、交通企画課に通報を行い、適切な対応が行えるよう、配慮すること。

また、未認定業者が代行運転役務を提供している代行運転自動車についても、当該業者を代行運転自動車の使用者とみなして、下命・容認の禁止規定である道路交通法第75条第1項（第5号及び第6号を除く。）等の規定が適用されることに留意すること。

第2 読替え後の道路交通法第22条の2第1項等の規定による指示の運用基準について

1 本基準の適用について

ここに示す基準は、読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4及び第66条の2第1項の規定による指示について適用するものとする。

これらの指示は、自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為等が行われた場合に行うものであるが、自動車運転代行業者の業務は、「運転代行業務」と「その他の業務」に分けることができる。

2 「運転代行業務」に関し行われた違反に係る指示について

(1) 用語の定義等

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 運転代行業務

代行運転自動車又は随伴用自動車を運転する業務をいう（運転代行業法第2条第4項）。

イ 代行運転自動車

自動車運転代行業を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車をいう（同法第2条第6項）。

ウ 随伴用自動車

自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう（同法第2条第7項）。

「随伴用自動車」については、施行令第2条の規定により、道路運送車両法の規定による自動車登録番号若しくは車両番号又は地方税法第446条第3項に規定する標識の番号（これらが存しない場合は車台番号）を運転代行業法第5条第1項の申請書に記載する義務のあるほか、変更のあった場合は、同法第8条の規定により、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出書を提出しなければならないこととされている。また、随伴用自動車については、同法第17条の規定により、国土交通省令の定めるところによって、表示等を行わなければならないこととされている。このため、随伴用自動車であるかどうかの確認については、通常、外観上から判断し得ると思われる。

ただし、随伴用自動車としての届出がなされ、国土交通省令で定める表示等がされた自動車であっても、一般の営業活動等に用いられている場合は、当該自動車は、運転代行業法第2条第7項にいう「随伴用自動車」には該当せず、当該活動中に行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われたものではないと解される。

具体的には、代行運転自動車に随伴して運行する場合のほか、

- ・ 顧客を目的地まで送り届けた後、営業所まで戻る行為

- ・ 顧客から依頼を受けて、顧客のいる場所まで運転していく行為
 - ・ 繁華街等に駐停車して客待ちをする行為
- などに伴って行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われた違反行為となる一方、
- ・ 随伴用自動車を使って社長を送迎する行為
 - ・ 随伴用自動車を使って自社の宣伝ビラを頒布する行為
- などに伴って行われた違反行為は、「運転代行業務に関し」行われた違反行為ではないと解される。

従って、外観上随伴用自動車である自動車が、顧客車に随伴することなく運行している事案について、取締りや放置違反金納付命令を行う場合は、運転者又は使用者等から運行目的について聴取する等して、「運転代行業務中」かどうかを明らかにすること。

なお、随伴用自動車としての外観を有さない自動車であっても、現実に代行運転自動車の随伴に用いられていれば、当該自動車は随伴用自動車に該当し、当該自動車を運転する業務は「運転代行業務」に該当することとなる。

(2) 指示の対象等

ア 運転代行業務に関し行われた違反行為について、読替え後の道路交通法による指示の対象となるのは、次の場合である。

代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が最高速度違反行為をした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両につき自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の道路交通法第22条の2第1項）。

随伴用自動車につき道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（過積載車両に係る措置命令）がされた場合において、当該命令に係る随伴用自動車につき自動車運転代行業者が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の道路交通法第58条の4）。

代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が過労運転をした場合において、当該過労運転に係る車両につき自動車運転代行業者が過労運転を防止するため必要な運行の管理を行っているとは認められないとき（読替え後の道路交通法第66条の2第1項）。

イ 上記 又は の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われたとしても、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象とはならない。上記 の指示が行われた後、当該指示に係る違反行為が行われた場合は、同項の規定による自動車の使用制限の対象となる。

自動車運転代行業者が、上記 又は の指示に違反した場合において自

自動車運転代行業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるときは、運転代行業法第23条第1項等により、施行令で定める基準に従い、営業の停止が命じられることとなる。

ウ 読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示は、行政手続法（平成5年法律第88号）上不利益処分にあたることから、同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与の手続を執ること。

なお、弁明の機会の付与に当たっては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に定めるところによるとともに、予想される指示の内容を具体的に示すことにより、不利益処分の内容を明らかにすること。

(3) 指示の運用基準

ア 最高速度違反行為に係る指示の運用基準

(7) 最高速度違反行為に係る指示は、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合において、次の から までのいずれかの要件に該当し、

当該自動車の運転者に対して最高速度違反行為を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

当該自動車による運行について、最高速度違反行為が行われていないかどうか的確に把握されていない。

顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、最高速度違反行為の防止に留意したものとなっていない。

など当該自動車運転代行業者が当該自動車につき最高速度違反行為を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に2回以上の最高速度違反行為が行われていた場合

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して当該最高速度違反行為をすることを命じ、若しくは、当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示（運転代行業務中の最高速度違反行為に係る指示を除く。）を受けた者である場合

自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（最高速度違反行為に係るものに限る。）を受けた者である場合

自動車運転代行業者が過去1年以内に、最高速度違反行為に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合

- (イ) 上記(ア)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

上記(ア)の から までのいずれかに該当することとなる最高速度違反行為について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合

指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に最高速度違反行為に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

- (ウ) 「自動車運転代行業者の業務に関して」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動等その他の業務の双方が含まれる。従って、例えば、運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してか、その他業務に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して2回以上最高速度違反行為が行われていれば、上記(ア)により、指示の対象となる。

- (I) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反について指示を行う場合には、指示に係る自動車を個別に特定することなく、運転代行業務全般に関して、最高速度違反行為を防止するため必要な措置を採ることを指示するものとする。

また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別紙1を参照のこと。

- (オ) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、別紙2のとおりである。

- (カ) 留意事項

上記(ア)から(オ)までが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為に係る指示である。運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた最高速度違反行為に係る指示につ

いては、下記3によること。

運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた最高速度違反行為は、上記(ア)から(オ)までに定める基準により、指示の対象となること。

指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が最高速度違反行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

指示の発出に当たっては、指示の事務を担当する課（交通指導課）と交通企画課との間で十分な協議を行うこと。

(キ) 指示発出後の手続

指示を発出した場合、その旨及びその内容が、交通企画課に確実に通知されるようにすること。

指示発出後、当該指示を受けた自動車運転代行業者の運転代行業務に関し最高速度違反行為が行われた場合、その旨及びその内容が、交通企画課に確実に通知されるようにすること。

イ 過積載運転行為に係る指示の運用基準

(ア) 過積載運転行為（道路交通法第58条の3第1項に規定する「過積載」をして車両を運転する行為をいう。）に係る指示は、随伴用自動車について過積載運転行為が行われ、当該運転者に道路交通法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。

自動車運転代行業者が使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされていた場合

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合

自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合

自動車運転代行業者が、その使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）

る。)を受けた者である場合

- (イ) 上記(ア)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

上記(ア)の から までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合

上記(ア)の から までのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた自動車運転代行業者の当該指示に係る車両である場合(当該指示が現に効力を有する場合に限る。)

- (ウ) 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る自動車を特定し、当該自動車の使用の態様に応じて、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

指示の具体例については、別紙3を参照のこと。

- (イ) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、別紙4のとおりである。

- (オ) 留意事項

運転代行業務に関し行われる過積載運転行為のうち、指示の対象となるのは、随伴用自動車を運転する業務に関して行われるものに限られる。運転代行業務以外の業務に関して行われた過積載運転行為に係る指示については、下記3によること。

運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務のうち随伴用自動車を運転する業務に関して行われた過積載運転行為については、上記(ア)から(イ)までに定める基準により、指示の対象となること。

指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過積載運転行為を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。

指示発出後1年以内に、当該指示に係る車両が過積載運転行為を行った場合、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の理由となる。一方、指示に違反しても、運転代行業法による営業停止処分の対象とはならないことに留意すること。

- ウ 過労運転に係る指示の運用基準

- (ア) 過労運転(道路交通法第66条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為をいう。)に係る

指示は、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合において、次のから までのいずれかの要件に該当し、

当該自動車の運転者に対して過労運転を防止するための指導・監督又は交通安全教育が適切に行われていない。

当該自動車による運行について、過労運転が行われていないかどうか的確に把握されていない。

当該自動車の運転者に対して運行前の点呼等により過労運転となるおそれのある状態で自動車を運転させないようにするための措置が的確に行われていない

顧客から運転代行の依頼を受けた際の配車指示等が、過労運転の防止に留意したものとなっていない。

など当該自動車運転代行業者が当該自動車につき過労運転を防止するために必要な運行の管理を行っているとは認められないときに限り行うものとする。

自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両について、過去1年以内に1回以上の過労運転が行われていた場合

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを命じ、若しくは当該運転者が当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合

自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して過労運転をすることを誘発するような行為をしていた場合

自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に過労運転に係る指示（運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を除く。）を受けた者である場合

自動車運転代行業者が、その業務に関して使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過労運転に係るものに限る。）を受けた者である場合

自動車運転代行業者が、過去1年以内に、過労運転に係る指示に違反したとして、運転代行業法第23条第1項等の規定により、営業の停止を命令された者である場合

(1) 上記(7)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。

上記(7)の から までのいずれかに該当することとなる過労運転について、運転代行業法第22条第1項等の規定による指示又は同法第

23条第1項等の規定による営業停止命令を行うこととなる場合

指示の対象となるべき自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、過去1年以内に過労運転に係る指示を受けた者である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

- (ウ) 「自動車運転代行業者の業務に関し」とは、自動車運転代行業者の業務と関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であり、運転代行業務と一般営業活動等その他の業務の双方が含まれる。従って、例えば、運転代行業務に関し過労運転が行われた場合、その時点から過去1年以内に、運転代行業務に関してかその他の業務に関してかを問わず、当該自動車運転代行業者の業務に関して1回以上過労運転行為が行われていれば、上記(ア)により、指示の対象となる。

(I) 指示の内容

運転代行業務に関し行われた違反に係る指示を行う場合には、指示に係る自動車を特定することなく、運転代行業務全般に関して、過労運転を防止するため必要な措置を採ることを指示するものとする。

また、当該指示においては、自動車運転代行業者が講ずべき措置をできるだけ明確かつ具体的に示すように努めるものとする。

なお、指示の具体例は、別紙5のとおりである。

(オ) 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

なお、指示書の様式は、別紙6のとおりである。

(カ) 留意事項

上記(ア)から(オ)までが適用されるのは、運転代行業務に関し行われた過労運転に係る指示である。運転代行業務以外の自動車運転代行業者の業務に関して行われた過労運転に係る指示については、下記3によること。

運転者が自動車運転代行業者である場合においても、その運転代行業務に関し行われた過労運転は、上記(ア)から(オ)までに定める基準により、指示の対象となること。

指示の内容の確定に当たっては、自動車運転代行業者が過労運転を防止するために講じている措置の内容等を確認するとともに、必要に応じて、道路交通法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなどにより疑問点の解明に努め、指示の内容が適正かつ効果的なものとなるように配慮すること。

指示の発出に当たっては、指示の事務を担当する交通指導課と交通企画課との間で十分な協議を行うこと。

(キ) 指示発出後の手続

指示を発出した場合、その旨及びその内容が、交通企画課に確実に

通知されるようにすること。

指示発出後、当該指示を受けた自動車運転代行業者の運転代行業務に関し過労運転が行われた場合、その旨及びその内容が、交通企画課に確実に通知されるようにすること。

3 「その他の業務」に関して行われた違反に係る指示について

自動車運転代行業者の業務のうち運転代行業務以外のものに関して行われた最高速度違反行為、過積載運転行為又は過労運転に係る読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示については、運転者が自動車運転代行業者以外の者である場合にのみ、「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準について」（平成18年5月9日付け青警本交指第158号、（以下「細目基準通達」という。））の別添2に定める基準を必要な読替えを行った上で適用して、行うものとする。

第3 読替え後の道路交通法第75条第2項並びに第75条の2第1項及び第2項の規定による自動車等の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

1 読替え後の道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

(1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等が、その自動車運転代行業務に関し、自動車の運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合で、

随伴用自動車の運転者が、無資格運転又は過積載運転行為をした場合
又は

随伴用自動車以外の運転代行業務の用に供される自動車の運転者が、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転、無資格運転、過積載運転行為又は放置行為をした場合

である。

(2) 代行運転自動車及び随伴用自動車については、自動車運転代行業者が、その運転者に対して、無免許運転、最高速度違反行為、酒気帯び運転、過労運転又は駐停車違反行為を行うことを下命し、又はこれらの行為を容認した場合でも、使用制限の対象とはならない。

ただし、この場合、読替え後の道路交通法第117条の2第2号等の規定による処罰の対象となるほか、運転代行業務法第22条第1項等の規定による指示の対象となる。

(3) 読替え後の道路交通法第75条第2項の規定により使用制限を命ずるのは、

自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

(4) 上記の他、読替え後の道路交通法第75条第2項の規定による使用制限の運用及び処分量定の基準については、「細目基準通達」によること。

2 読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

(1) 自動車運転代行業者が使用する自動車について、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の対象となるのは、公安委員会が自動車運転代行業者に対し、読替え後の道路交通法第22条の2第1項、第58条の4又は第66条の2第1項の規定による指示をした場合において、当該指示に係る当該自動車の運転者が、指示を受けた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為を行った場合であるが、代行運転自動車又は随伴用自動車が最高速度違反行為又は過労運転を行った場合は適用対象外とされている。したがって、適用対象となるのは、随伴用自動車について、過積載運転行為に係る指示の後1年以内に過積載運転行為が行われた場合又は随伴用自動車以外の自動車運転代行業の用に供される自動車について指示が行われた後1年以内に当該指示に係る違反行為と同種の違反行為が行われた場合に限られることになる。

自動車運転代行業者が、運転代行業務に関し、読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反した場合には、運転代行業法第23条第1項等の規定による営業停止命令の対象となる。

(2) 読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

(3) 上記の他、読替え後の道路交通法第75条の2第1項の規定による使用制限の運用及び処分量定の基準については、「細目基準通達」によること。

3 読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用及び処分量定の細目基準について

(1) 自動車運転代行業者が使用する車両について、読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の対象となるのは、読替え後の道路交通法施行令第26条の8の規定により、公安委員会が、道路交通法第51条の4第1項の規定により標章が取り付けられた車両の使用者である自動車運転代行業者に対し納付命令をした場合において、当該自動車運転代行業者が、当該標章が取り付けられた日前6月以内に、一定の回数以上、当該車両が原因となった納付命令を受けたことがあるときであるが、代行運転自動車又は随伴用自動車は適用対象外とされている。したがって、適用対象となるのは、その他の自動車運転代行業の用に供される車両に限られる。

(2) 読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による使用制限を命ずるのは、自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会である。

自動車運転代行業者の業務に関して行われた交通違反等登録票				
事件番号				
事業所	名 称			認定番号
	所在地			
違反車両	営業所名			
	車種・車名			
	登録番号		同乗者数	人
	業務内容	運転代行業務中 その他の業務中		
	車両区分	随伴用自動車（表示 有・無） （代行運転自動車随伴の有無（ 有 ・ 無 ）） 代行運転自動車（標識 有・無） その他の自動車		
	随伴車両	登録番号（ ）乗車人員（ ）		
	運転代行業務に関する違反と認められた理由	営業所、待機場所等へ回送中 客待ちのため駐車中 その他（ ）		
運転者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生（ 歳）
	免許種別	二種免許（大型・普通）		一種免許（大型・普通）
	免許証番号			
	電話番号	自宅	携帯	
違反内容	日 時	平成 年 月 日午前・後 時 分ころ		
	場 所	地先道路		
	違反種別	駐停車違反（放置（駐停車・駐車）・駐停車・停車 最高速度違反（ km/h超過 km/hのところ km/h） 過労運転 無免許 酒酔い 酒気帯び 代行運転自動車標識の表示義務違反 随伴用自動車の表示等義務違反		
運転者の言動				
備 考	放置駐車行為の場合～違反番号			
作 成 者	所属			警電
	階級	氏名		印

- 1 交通事件原票の写し（両面）を添付すること。
- 2 「運転代行業務に関する違反と認められた理由」欄は、随伴用自動車が単独で走行していた場合及び客待ち等により駐車中の場合のみ理由を記載すること。
- 3 車両の区分欄は、外観ではなく実質により判断すること。

放置違反金納付命令登録票			
違反番号			
事業所	名 称		認定番号
	所 在 地		
	営 業 所 名		
違反車両	車種・車名		
	登 録 番 号		
	業 務 内 容	運転代行業務中 その他の業務中	
	車 両 区 分	随 伴 用 自 動 車 (表 示 有 ・ 無) (代 行 運 転 自 動 車 随 伴 の 有 無 (有 ・ 無)) 代 行 運 転 自 動 車 (標 識 有 ・ 無) そ の 他 の 自 動 車	
	運 転 代 行 業 務 に 関 す る 違 反 と 認 め た 理 由	客 待 ち の た め 駐 車 中 そ の 他 ()	
違反内容	日 時	平成 年 月 日 午前・後 時 分 ころ	
	場 所	地先道路	
	違 反 種 別	駐停車違反(放置(駐停車・駐車))	
弁明の有無	(有 無)		
納付命令発出年月日	年 月 日		
備 考			
作成者	所 属	警 電	
	階 級	氏 名	印

- 1 「運転代行業務に関する違反と認めた理由」欄は、随伴用自動車は客待ち等により駐車中の場合のみ理由を記載すること。
- 2 車両の区分欄は、外観ではなく実質により判断すること。

放置違反金納付命令取消登録票			
違反番号			
事業所	名 称		認定番号
	所 在 地		
		営業所名	
違反車	車種・車名		
	登 録 番 号		
車 両	業 務 内 容	運転代行業務中 その他の業務中	
	車 両 区 分	随 伴 用 自 動 車 (表 示 有 ・ 無) (代 行 運 転 自 動 車 随 伴 の 有 無 (有 ・ 無)) 代 行 運 転 自 動 車 (標 識 有 ・ 無) そ の 他 の 自 動 車	
違反内容	日 時	平成 年 月 日 午前・後 時 分 ころ	
	場 所	地先道路	
	違 反 種 別	駐停車違反(放置(駐停車・駐車))	
納付命令発出年月日		年 月 日	
命令取消年月日		年 月 日	
取消事由	当該違法駐車行為についての第128条第1項の規定による反則金の納付 当該違法駐車行為に係る事件についての公訴の提起 当該違法駐車行為に係る事件についての家庭裁判所への付審判 その他 ()		
備 考			
作 成 者	所属	警電	
	階級	氏名	印

最高速度違反行為に係る指示の具体例

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、最高速度違反行為を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。

随伴用自動車に最高速度違反行為を行わない旨を記載した標章を取りつけるなどの方法により、運転代行業務従事者の遵法意識の醸成に努めるべきこと。

最高速度違反を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。

顧客から運転代行の依頼を受けるに際しては、運転代行業務従事者の稼働状況等を勘案し、最高速度違反が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。

別紙 2

様式例 (参考)

指 示 書	
自動車運転代行業者の名称	青公委第・・・号 平成 年 月 日
殿	青森県公安委員会
<p>自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p>	
主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意) この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第 23 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日から 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

過積載行為に係る指示の具体例

運転者に運転させる場合にあらかじめ積載物の重量を確認することを運転者に指導し、又は助言すること。
過積載による運行が前提となるような運行計画を作成しないこと。
運転者その他の従業員に対して、積載に関する法令の教育を行うこと。
さし枠等の不正改造をした自動車を使用しないこと。
積載の状況の記録を作成し、保管すること。
積載物の重量証明となる書面を発行し、運転者に携帯させること。

指 示 書

青公委第・・・号
平成 年 月 日

自動車運転代行業者の名称

殿

青森県公安委員会

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第58条の4の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る自動車	使用の本拠	
	の位置 自動車(登録)番号	
指示事項	など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指示の理由		

(注意) この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

過労運転行為に係る指示の具体例

<p>運転代行業務従事者その他の従業員に対して、過労運転を防止するために必要な指導・監督又は交通安全教育を行うべきこと。</p>
<p>過労運転となるような運転が行われることがないよう、休憩場所や休憩時間等について、運転者に対する指導又は助言をあらかじめ行うべきこと。</p>
<p>過労運転を伴う運転が行われていないかどうかを、運転日誌の確認等により把握すべきこと。</p>
<p>運転前の点呼を徹底すること等により、過労運転となるおそれのある状態で運転代行業務従事者に車両を運転させないこと。</p>
<p>顧客から運転代行の依頼を受けるに際しては、運転代行業務従事者の稼働状況等を勘案し、過労運転が行われることのないよう配車指示を行うべきこと。</p>

指 示 書

青公委第・・・号
平成 年 月 日

自動車運転代行業者の名称

殿

青森県公安委員会

自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 66 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指 示 事 項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由	

(注意) この指示に違反した場合は、自動車運転代行業者の業務の適正化に関する法律第 23 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

(教示) この指示に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日から 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。